

令和6年度柳井市地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

本要項は、「令和6年度柳井市地域公共交通計画策定支援業務」に係る業務委託候補者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

柳井市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」による。

(3) 業務委託契約の履行期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

(4) 業務委託契約の概算予定価格の上限

9,100,300円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(5) 発注者

柳井市地域公共交通協議会 会長 井原 健太郎

3 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 柳井市建設工事等入札参加資格（土木関係建設コンサルタント業務）を有する者であること。
- (3) この手続開始の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、柳井市、他の地方公共団体又は国のいずれかから建設工事等の請負契約に係る指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 地域公共交通計画策定に係る業務の受託業務実績又はそれに準ずる業務実績を有していること。
- (8) 次のいずれかの資格を有する管理技術者を配置できること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：建設）
 - イ 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）

4 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類等	提出部数等
参加表明書	様式1-1 参加表明書	1部
	様式1-2 企業の業務実績	
	様式1-3 予定管理技術者の同種・類似業務実績、経験	
	様式1-4 予定主任技術者の同種・類似業務実績、経験	
	添付書類 ※「参加表明書作成要領」参照	

※ 提出書類の作成方法の詳細については、「参加表明書作成要領」を参照すること。

※ 技術者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 提出方法

- ア 提出期間 令和6年5月16日（木）午前8時30分から
令和6年5月27日（月）午後5時15分まで
- イ 提出先 〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号
柳井市地域公共交通協議会事務局（柳井市役所商工観光課内）
担当：山縣、地久里
電話番号 0820-22-2111 内線 369
FAX 番号 0820-23-7474
メールアドレス shokokanko@city-yanai.jp

ウ 提出方法 電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

(3) 参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

- ア 様式 様式4（質問書）
- イ 受付期間 令和6年5月16日（木）午前8時30分から
令和6年5月24日（金）午後5時15分まで
- ウ 提出先 柳井市地域公共交通協議会事務局（柳井市役所商工観光課内）
- エ 質問方法 電子メールにMicrosoft word形式の質問書を添付し、提出すること。
- オ 回答方法 受付を行った質問の回答については、参加表明書を提出した者全員に対してFAX又は電子メールにより回答するものとし、当該回答は、本要項を追加又は修正したものとして取り扱う。

5 1次審査（参加表明書の審査）

(1) 企画提案書の提出を要請する者の選定方法

参加表明書の書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者を5者程度選定する。

参加表明書を提出した者が5者以下の場合は、全ての者に企画提案書の提出を要請する。

また、参加表明書を提出した者が1者の場合であっても、2次審査で選考委員会の評価を行い、評価点の平均点が最低水準（60%を超える合計点）以上であれば委託候補者とする。

(2) 1次審査の評価基準 ※「プロポーザル審査評価基準」参照

評価項目	評価事項	配点
1. 企業の業務実績	企業の同種・類似業務実績	10点
2. 配置技術者の技術力	予定管理技術者の同種・類似業務実績、経験	10点
	予定主任技術者の同種・類似業務実績、経験	10点
合計		30点

(3) 同種・類似業務実績

- ア 同種の業務実績とは、国又は地方公共団体の委託を受けて地域公共交通計画策定業務若しくは地域公共交通網形成計画策定業務を施行した実績を有していること。
- イ 類似の業務実績とは、国又は地方公共団体の委託を受けて地域公共交通に関する業務を施行した実績を有していること。
- ウ 同種・類似業務実績（様式1-2、様式1-3、様式1-4）に記載する設計業務実績の件数はそれぞれ1件のみとする。
- エ 同種・類似業務の実績の記載にあたっては、同種業務実績の審査を優先するものとする。

(4) 審査主体

1次審査における参加表明書等の確認と評価表に基づく採点は事務局にて行う。

(5) 1次審査結果の通知

1次審査で選定された者に対し、企画提案書の提出を要請する旨等を電子メールにより通知する。なお、選定されなかった者に対しては、「非選定通知書」によりその旨を通知する。

6 企画提案書の作成

(1) 業務の実施体制（様式3）及び実施計画（任意様式）

本業務における実施体制及び実施計画について、特記仕様書や提案内容に基づいて説明すること。

(2) 企画提案（任意様式）

柳井市の公共交通について、現在把握できる範囲の課題を説明し、課題解決に向けた検討方法や想定し得る公共交通ネットワークイメージ、具体的施策等を提案すること。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下のとおりとする。

	提出書類等	提出部数等
企画提案書	1 様式2 企画提案書（表紙）	1部
	2 様式3 業務の実施体制	5部
	3（任意様式）業務の実施計画	5部
	4（任意様式）企画提案	5部
	5（任意様式）見積書	1部

※ 提出書類の作成方法の詳細については、「企画提案書作成要領」を参照すること。

(4) 提出方法

- ア 提出期間 令和6年6月 3日（月）午前8時30分から

令和6年6月18日（火）午後5時15分まで

イ 提出先 柳井市地域公共交通協議会事務局（柳井市役所商工観光課内）

ウ 提出方法 持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

（5）企画提案書に対する質問の受付及び回答

ア 様式 様式4（質問書）

イ 受付期間 令和6年6月 3日（月）午前8時30分から

令和6年6月14日（金）午後3時00分まで

ウ 提出先 柳井市地域公共交通協議会事務局（柳井市役所商工観光課内）

エ 質問方法 電子メールにMicrosoft Word形式の質問書を添付し、提出してください。

オ 回答方法 質問に対する回答は、企画提案を要請した全ての者に電子メールで回答するものとし、当該回答は、本要領を追加又は修正したものとして取扱う。
内容が重複した（と思われるものも含む。）質問は、事務局が整理して回答する。

質問者名は公表しないこととし、本件の趣旨からかけ離れている質問事項への回答はしないものとする。

7 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

（1）委託候補者の特定方法

1次審査において選定した者を対象に、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会の審査結果に基づき、委託候補者1者及び次点者1者を特定する。

（2）企画提案の評価（2次審査の評価基準）※「審査評価基準」参照

評価項目	評価事項	配点
1. 提案者の実績等	10点×1次審査の評価点／30	10点
2. 見積価格	見積書の価格	10点
3. 業務の実施体制	本業務を遂行するに十分な人員配置や実施体制が見込めるか。	10点
4. 業務の理解度及び取組意欲	委託業務の特徴や特性について理解しているか。	10点
5. 業務内容に関する具体的な手法及び提案	各種調査、分析及び評価	15点
	計画案の検討	15点
6. 業務支援における基本的考え方	協議会の運営支援、業務支援に関して有益な提案がなされているか。	10点
7. 業務工程・スケジュール	業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	10点
8. プレゼンテーション及び質疑応答	提案内容の説明、質疑応答において的確に対応しているか。	10点
合計		100点

（3）委託候補者の特定

ア 2次審査評価基準に基づいて企画提案書等を審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定する。

イ 特定された場合であっても、提案書の内容の履行を保証するものではない。

ウ 見積価格が著しく低い場合には、別に調査を行い、当該業務の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、特定を見送ることがある。

(4) 結果の通知

上記7の(3)において特定された委託候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、委託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨を通知する。

(5) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に柳井市のホームページ（商工観光課「<https://www.city-yanai.jp/soshiki/15/>」）により公表する。

8 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

選定委員会が特定した委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。ただし、特定した委託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合等においては、次点者を見積書の徴取の相手方とする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、「特記仕様書（案）」に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、協議の上、定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様決定に当たり、委託候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、柳井市契約規則（平成17年2月21日規則第52号）及び柳井市の設計業務等委託契約書約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務の契約後に、契約者が次の9の(2)に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約の解除を行うものとする。

9 その他留意事項

(1) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合は、その者が提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うこととする。

ア 協議会事務局員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

イ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

ウ 参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

(3) 無効となる参加表明書及び企画提案書等

ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 見積価格（消費税抜き）が、「業務委託契約の概算予定価格の上限」を超えるもの

（４）その他

- ア 参加表明書及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。ただし、企画提案書の提出要請者の選定及び委託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された書類は、企画提案書の提出要請者の選定及び委託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、原則として変更できない。
- オ 提出された企画提案書は公正性、透明性又は客観性を期するために公表することがある。
- カ 企画提案書の作成のために発注者から提供した資料は、発注者の了解なく公表し、使用することはできない。